

第8 法人市民税関係帳票 C帳票レイアウト仕様書8

① 法人市民税確定・中間申告書

- ・複写1枚目
- ・複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）
- ・複写3枚目（裏面）
- ・複写1枚目 データ印字出力項目

② 法人市民税予定申告書

- ・複写1枚目
- ・複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）
- ・複写3枚目（裏面）
- ・複写1枚目 データ印字出力項目
- ・複写1枚目 データ印字出力項目

③ 削除

④ 法人市民税納付書

- ・複写1枚目／複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）／複写3枚目（裏面）
- ・データ印字出力項目

⑤ 法人市民税申告書発送用封筒

- ・表面
- ・寸法・仕様

⑥ 法人市民税確定・予定申告書記載例

- ・表面
- ・裏面

⑦ 法人市民税課税標準の分割に関する明細書

- ・表面
- ・裏面

⑧ 削除

⑨ 削除

⑩ 削除

⑪ 収益事業関係書類の提出について

・表面

⑫ 社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業判定票

・表面

・裏面

⑬ 法人市民税に関する案内文（大法人の電子申告義務化について）

・表面

・裏面

⑭ 通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

・表面

・裏面

※確定、予定、均等割申告書の区名印字位置の詳細は事前協議等で決まります。

① 法人市民税確定・中間申告書 複写 2 枚目

The image displays a complex form for corporate municipal tax determination and intermediate reporting. The form is organized into several key sections:

- Header Section:** Contains fields for company name, address, and other identifying information.
- Main Table (Table 1):** A large table with multiple columns and rows, used for calculating the tax liability. It includes sub-sections for various types of income and expenses.
- Table 2:** A smaller table used for recording tax payments made during the period.
- Summary Section:** Provides a final overview of the tax calculation, including the total tax liability and the amount to be paid.
- Payment Book Section:** A separate section on the right titled '法人市民税納付書' (Corporate Municipal Tax Payment Book). It features a QR code and a table for recording the tax payment details, including the amount paid and the date.

① 法人市民税確定・中間申告書 複写3枚目(表面)

(あて先) 浜松市長

〒430-0918
浜松市中区元日町120番地の1
浜松市役所4階庁舎1階
庶務部 市民課課 法人担当
TEL 053-437-2132

中区→中央区

市民税(法人等)の申告納付について

日頃、市民税の申告納付につきましては、皆様のご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、貴社の市民税(法人等)の申告期限が近づきましたので、申告用紙及び納付用紙をお送りします。下記事項にご留意の上、期限内に申告納付くださいようお願い申し上げます。

◎申告書記載事項・記入上の注意については、抄用(3枚目)の裏面に記載してあります。

法人市民税額収証書

00990-7-960552 浜松市

法人税簿籍 01
均等割額 02
延滞金 03
住民手続料 04
合計額 05

納付用紙

1. 概 率

- 法人税額の税率
 - 事業の所得が「前年度」の所得に比べて増加する場合は、5.7%
 - 前年度より減少する場合は、6.0%
- 均等割の税率
 - 1万円以下：1.1%
 - 2万円以下：1.2%
 - 3万円以下：1.3%
 - 4万円以下：1.4%
 - 5万円以下：1.5%
 - 6万円以下：1.6%
 - 7万円以下：1.7%
 - 8万円以下：1.8%
 - 9万円以下：1.9%
 - 10万円以下：2.0%
 - 11万円以下：2.1%
 - 12万円以下：2.2%
 - 13万円以下：2.3%
 - 14万円以下：2.4%
 - 15万円以下：2.5%
 - 16万円以下：2.6%
 - 17万円以下：2.7%
 - 18万円以下：2.8%
 - 19万円以下：2.9%
 - 20万円以下：3.0%
 - 21万円以下：3.1%
 - 22万円以下：3.2%
 - 23万円以下：3.3%
 - 24万円以下：3.4%
 - 25万円以下：3.5%
 - 26万円以下：3.6%
 - 27万円以下：3.7%
 - 28万円以下：3.8%
 - 29万円以下：3.9%
 - 30万円以下：4.0%
 - 31万円以下：4.1%
 - 32万円以下：4.2%
 - 33万円以下：4.3%
 - 34万円以下：4.4%
 - 35万円以下：4.5%
 - 36万円以下：4.6%
 - 37万円以下：4.7%
 - 38万円以下：4.8%
 - 39万円以下：4.9%
 - 40万円以下：5.0%
 - 41万円以下：5.1%
 - 42万円以下：5.2%
 - 43万円以下：5.3%
 - 44万円以下：5.4%
 - 45万円以下：5.5%
 - 46万円以下：5.6%
 - 47万円以下：5.7%
 - 48万円以下：5.8%
 - 49万円以下：5.9%
 - 50万円以下：6.0%

2. 添付用紙に関する取扱い

添付用紙は令和6年1月1日に区の市庁舎を払い、現在の区から3区(中央区、浜名区、大塚区)と異なります。

区再編に伴い、均等割の計算に影響が生じる場合がありますので、ご注意ください。

詳しい均等割の計算等については、同封の表内支に記載しています。さらにも併せてご参照ください。

① 法人市民税確定・中間申告書 複写3枚目(裏面)

- 次のような場合は申告書のほか、それぞれ掲げる関係書を添付していただくこととなります。
- この欄が欠落の場合でも申告書を提出し、内容訂正を被行していただくこととなります。
- (1) 浜松市以外にも事務所・事業所を有する法人に生じた事業税・事業所が浜松市にあるとき—課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)
- (2) 前9年以内の事業年度において、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた法人等が当該の課税標準となる法人税額から控除を受けようとするとき等—前9年以内の法人税額等の控除明細書(第20号様式別表2等)
- (3) 外国において課税された外国の法人税等の額について、法人税額から控除を受けようとするとき等—外国の法人税等の額の控除に関する明細書(第20号の4様式等)
- 浜松市からのお願い
- (1) 電子計算機により処理している中で、申告・納付の際には同様の申告書・納付書を使用してください。
- (2) 申告書は3枚複写等としてありますから必ず目録をいれたいはうに必ず書きとめて記録してください。
- (3) 所在地、法人名、代表者氏名を記録してください。
- (4) 電算処理上全項目を入力しますので、記録簿等は必ず記入してください。
- (5) 所在地、名称が誤って印字されているときは、ご連絡ください。

1 浜松市の指定金融機関等

区 分	名 称
銀 行	静岡・みずほ・三菱UFJ・りそな、三井住友、スルガ、清水、愛知、名古屋、静岡中央
信託銀行	みずほ
信用金庫	浜松いわた、遠州
その他	静岡協労働金庫・遠州中央農業協同組合、東日本信用農業協同組合連合会、とびあ浜松農業協同組合、三ヶ日町農業協同組合

※ゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は取扱場所(静岡、愛知、岐阜及び三重県のゆうちょ銀行/郵便局)

2 延滞金

- (1) 計算方法 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に延滞利率(0.01%)未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、0.01%未満の端数があるときは、その端数金額を生じません。
- ・納期限の翌日から1か月間 年2.3パーセント
ただし、各年の延滞金特別基準割合(平均貸付割合(総額特別控除法適用の割合)に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。3か月超、3.0パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特別基準割合に年1.0パーセントの割合を加算した割合(年2.3パーセントの割合が上限)
- ・その後の納付の日まで 年1.0パーセント
ただし、各年の延滞金特別基準割合が年2.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特別基準割合に年2.3パーセントの割合を加算した割合(延滞金の端数金額等の取扱い)
- ア 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
イ 延滞金の金額が1,000円未満であるときは、その金額を切り捨てます。
- なお、繰上・繰下分については延滞金納付期間がある場合もありますので、詳細は下記延滞金納付書までお問合せください。
- (2) 繰上納付・更正・戻金に対する延滞金については、繰上納付書等の提出納期(地方税徴収2016の各の2)によりお納付期限の延長のあったときは、その延長された期日の翌日から計算されます。ただし、延滞金の納付期間がある場合があります。
- (3) 繰上納付書の提出期限の延長の承認を受けている法人の延長納付期間中の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年2.3パーセントの割合を加算した割合が年2.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合となります。
- 以上のことについては、詳しいことは税務課(電話053-457-2152)へ、延滞金については—税務総務課(電話053-457-2261)へおたずねください。
- 注) この納付書は浜松市分の法人市民税を納付する時以外には使用できません。

● 第20号様式記載事項

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をそれぞれ使用することとする。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村に送る提出すること。
- (3) 印の欄は記載しないこと。
- (4) 「法人番号(欄)には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- (5) 金額の単位は区分けしたある欄の記載に用いては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字となるときは、その金額の直前の単位(桁)に△印を付すること。
- (6) 法人課税控除の免状者が当該法人課税控除について、この申告書を出す場合にある場合は、「法人名の欄」には法人課税控除の名称を併記すること。
- (7) 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくはイ(法第45条の4において準用する場合第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法の一部を改正する法律(令和2年法律第5号、以下この記載事項において「令和2年改正法」といふ。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載事項において「令和2年旧法」といふ。)第20条第1項第4号のイ、二若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第24号)による改正前の政令(以下この記載事項において「令和2年旧政令」といふ。)第5条の5イにおいて準用する場合第6条の25) 第1号に定める金額に限る。)に定める額を併記すること。
- (8) 「清算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する清算法人をいう。以下この記載事項において「清算法」といふ。)(及び清算法であった法人(法第321条の3第3項(令和2年改正法附則第13条第4項又は第5条において準用する場合を含む。)、第8条、第13条、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。)(3)の規定の適用を受けようとする清算法人であった法人に限る。))」にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額(「清算法等独立に係る法人税額(5)までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別課税法人税額及びその法人税額(5)の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準」となる法人税額(5)の欄の金額を記載すること。」「清算法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号)に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載事項において「令和2年旧法人税法」といふ。))第2条第12号の7の2に規定する清算法人をいう。以下この記載事項において「同じ」及び「清算法であった法人(令和2年改正法附則第13条第4項又は第5条において準用する場合第321条の3第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合第321条の3第3項又は令和2年旧法第321条の3第5項、第9項若しくは第15条の規定の適用を受けようとする清算法人であった法人に限る。))にあり、清算法及び清算法であった法人を除く。))」にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額(5)から「清算法等独立に係る法人税額(5)までの各欄は記載しないこととし、「課税標準」となる法人税額又は個別課税法人税額及びその法人税額(5)の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準」となる個別課税法人税額又は法人税額(5)の欄の金額を記載すること。
- (9) 市内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額(5)から「毎箇所に基づく法人税額(5)の欄(5)までの各欄までは記載しないこととし、「個別法人税額(5)」の欄に第20号様式別表1の2の「計合」の欄の金額を記載すること。
- (10) 法人税法の規定によって計算した法人税額(5)の欄は、法人税の申告書(別表1)から

- 別表13まで)の「法人税額(5)」の欄の金額(この欄の上限は使済繰越金の支出の額の40%相当額が記載されている場合は、当該額を加算した金額)を記載し、控除内には、土地課税利金額に対する法人税額、特別控除経費相当額等の加算及び使済繰越金の支出に対する法人税額(使済繰越金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- (11) 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別課税法人税額及びその法人税額(5)の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別課税法人税額及びその法人税額(5)」の欄の金額を「当該法人の全従業員数(1)」の欄の数字で割って得た額(この数字に小数点以下の数字があるときは、小数点以下の数字のうち「当該法人の全従業員数(1)」の欄の数字のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数字を切り捨てる。))に、「(5)のうち当該市町村分の従業員数(数値)」の欄の数字を乗じて得た額を記載すること。
- (12) 「(5)のうち戻付額(1)」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により規定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。))が市民税につき申告書の提出に附した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により規定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出に附した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により規定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16項に規定する連結完全支配関係)に限る。))を含む。))が市民税につき申告書の提出に附した金額を記載すること。
- (13) 「寄付金控除(7)」の欄は、法第321条の3第2項又は令和2年旧法第321条の3第20項の規定により還付を受けようとする場合において、法第48条の12又は令和2年旧法第48条の12の規定による計算に代わるものとして記載することができること。
- (14) 「法第15条の4の徴収額を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による額に代わらうとする法人が記載すること。
- (15) 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5(1)(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益等資金の全部若しくは一部を資本金とした事業及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
- (16) 法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の帰属を行った事業及び資本の欠損の帰属に付した金額を証する書類を添付すること。
- (17) 法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の帰属に付した事業及び剰余金を損失の帰属に付した金額を証する書類を添付すること。

◎問合せ先
税額については—市民税課 法人担当(電話053-457-2152)へ
延滞金については—税務総務課 収納担当(電話 053-457-2261)へ

① 法人市民税確定・中間申告書 複写 1 枚目 データ印字出力項目

ファイル名：a.TD ファイル仕様書 確定・中間申告書（納付書一体形式）

(左面) 申告書部分			(右面) 送付先部分／納付書部分		
図示	項番	項目名	図示	項番	項目名
G1	-	令和	20	A20	RTXT 宛先郵便番号
62	A62	RTXT 郵便番号	21	A21	RTXT 宛先 7P1
60	A60	RTXT 所在地 9P1	22	A22	RTXT 宛先 7P2
61	A61	RTXT 所在地 9P2	23	A23	RTXT 宛先 7P3
85	A85	RTXT 支店所在地	24	A24	RTXT 宛先 7P4
63	A63	RTXT 名称カナ 7P	25	A25	RTXT 宛先 7P5
64	A64	RTXT 名称カナ 9P	26	A26	RTXT 宛先 7P6
65	A65	RTXT 名称 9P1	27	A27	RTXT 宛先 7P7
66	A66	RTXT 名称 9P2	28	A28	RTXT 宛先 9P1
67	A67	RTXT 名称 9P3	29	A29	RTXT 宛先 9P2
86	A90	RTXT 事業年度自西暦	30	A30	RTXT 宛先 9P3
68	A68	RTXT 事業年度自年	31	A31	RTXT 宛先 9P4
69	A69	RTXT 事業年度自月	32	A32	RTXT 宛先 9P5
70	A70	RTXT 事業年度自日	33	A33	RTXT 宛先 9P6
87	A91	RTXT 事業年度至西暦	34	A34	RTXT 宛先 9P7
71	A71	RTXT 事業年度至年	35	A35	RTXT バーコード
72	A72	RTXT 事業年度至月	36	A36	RTXT 連番
73	A73	RTXT 事業年度至日	37	A37	RTXT 範囲見出
53	A53	RTXT 整理番号	38	A38	RTXT 発行番号
54	A54	RTXT 宛名番号 1	39	A39	RTXT 納付郵便番号
55	A55	RTXT 宛名番号 2	40	A40	RTXT 納付所在地 1
56	A56	RTXT 法人番号	41	A41	RTXT 納付所在地 2
57	A57	RTXT 申告区分 1	42	A42	RTXT 納付名称 1
58	A58	RTXT 申告区分 2	43	A43	RTXT 納付名称 2

74	A74	RTXT 申告名称	44	A44	RTXT 納付年度
75	A75	RTXT 税割既納付額	45	A45	RTXT 納付処理事項
76	A76	RTXT 均等割既納付額	46	A46	RTXT 納付宛名番号
77	A77	RTXT 見込納付額	48	A48	RTXT 納付事業年度自
以下、仮の項番、項目名			49	A49	RTXT 納付事業年度至
78		区名	50	A50	RTXT 納付申告選択
79		区名	51	A51	RTXT 納付その他申告区分
80		区名	52	A52	RTXT 納付納期限
81		区名			
82		区名			
83		区名			
84		区名			
85		区名			

② 法人市民税予定申告書 複写1枚目 データ印字出力項目

ファイル名：b.TD ファイル仕様書 予定申告書（納付書一体形式）

(左面) 申告書部分：上部			(左面) 申告書部分：下部		
図示	項番	項目名	図示	項番	項目名
53	B53	RTXT 整理番号	84	B84	RTXT 前使途秘匿金税額
54	B54	RTXT 宛名番号1	85	B85	RTXT 前法人税額
55	B55	RTXT 宛名番号2	86	B86	RTXT 前法人税割額
56	B56	RTXT 法人番号	92-1	B93	RTXT 前特定寄付金税額控除
57	B57	RTXT 申告区分1	105	B106	RTXT 前外国子会社合算控除
58	B58	RTXT 申告区分2	87	B87	RTXT 前外国税額控除
G1	-	令和	88	B88	RTXT 前仮装経理控除
62	B62	RTXT 郵便番号	89	B89	RTXT 前租税条約控除
60	B60	RTXT 所在地 9P1	90	B90	RTXT 前税割納付すべき額
61	B61	RTXT 所在地 9P2	91	B91	RTXT 前法人税割控除額等
100	B101	RTXT 支店所在地	92	B92	RTXT 前税割課税額
63	B63	RTXT 名称カナ 7P	103	B109	RTXT 前事業年度自西暦
64	B64	RTXT 名称カナ 9P	104	B110	RTXT 前事業年度至西暦
65	B65	RTXT 名称 9P1	78	B78	RTXT 前事業年度自年
66	B66	RTXT 名称 9P2	79	B79	RTXT 前事業年度自月
67	B67	RTXT 名称 9P3	80	B80	RTXT 前事業年度自日
101	B107	RTXT 事業年度自西暦	81	B81	RTXT 前事業年度至年
68	B68	RTXT 事業年度自年	82	B82	RTXT 前事業年度至月
69	B69	RTXT 事業年度自月	83	B83	RTXT 前事業年度至日
70	B70	RTXT 事業年度自日	111	B111	RTXT 通算親法人事業年度自西暦
102	B108	RTXT 事業年度至西暦	112	B112	RTXT 通算親法人事業年度自年
71	B71	RTXT 事業年度至年	113	B113	RTXT 通算親法人事業年度自月
72	B72	RTXT 事業年度至月	114	B114	RTXT 通算親法人事業年度自日
73	B73	RTXT 事業年度至日	115	B115	RTXT 通算親法人事業年度至西暦
74	B74	RTXT 税割課税額	116	B116	RTXT 通算親法人事業年度至年
75	B75	RTXT 法人税割額	117	B117	RTXT 通算親法人事業年度至月
76	B76	RTXT 税割既納付額	118	B118	RTXT 通算親法人事業年度至日
77	B77	RTXT 税割納付すべき額	119	B119	RTXT 前税額控除超過税加算
			以下、仮の項番と項目名		
			120		区名
			121		区名
			122		区名
			123		区名
			124		区名
			125		区名
			126		区名
			127		区名
			128		区名
			129		

② 法人市民税予定申告書 複写 1 枚目 データ印字出力項目
 ファイル名 : b.TD ファイル仕様書 予定申告書 (納付書一体形式)

(右面) 納付書部分		
図示	項番	項目名
20	A20	RTXT 宛先郵便番号
21	A21	RTXT 宛先 7P1
22	A22	RTXT 宛先 7P2
23	A23	RTXT 宛先 7P3
24	A24	RTXT 宛先 7P4
25	A25	RTXT 宛先 7P5
26	A26	RTXT 宛先 7P6
27	A27	RTXT 宛先 7P7
28	A28	RTXT 宛先 9P1
29	A29	RTXT 宛先 9P2
30	A30	RTXT 宛先 9P3
31	A31	RTXT 宛先 9P4
32	A32	RTXT 宛先 9P5
33	A33	RTXT 宛先 9P6
34	A34	RTXT 宛先 9P7
35	A35	RTXT バーコード
36	A36	RTXT 連番
37	A37	RTXT 範囲見出
38	A38	RTXT 発行番号
39	A39	RTXT 納付郵便番号
40	A40	RTXT 納付所在地 1
41	A41	RTXT 納付所在地 2
42	A42	RTXT 納付名称 1
43	A43	RTXT 納付名称 2
44	A44	RTXT 納付年度
45	A45	RTXT 納付処理事項
46	A46	RTXT 納付宛名番号
48	A48	RTXT 納付事業年度自
49	A49	RTXT 納付事業年度至
50	A50	RTXT 納付申告選択
51	A51	RTXT 納付その他申告区分
52	A52	RTXT 納付納期限

③削除

④法人市民税納付書 上段：複写1枚目/下段：複写2枚目

〒421-3009 静岡県 浜松市	法人市民税領収証書		TF2
00890-7-960352	XXXXXXXX999999# TF1		
所在地及び法人名			
N39 XXX-XXXXXXXXXX			
N40 X-9pt			44
N41 X-9pt			44
N42 X-9pt			44
N43 X-9pt			44
様			
N44 XX	N45 X-9pt	N46 X-9pt	15
X29. Z9. Z9 X29. Z9. Z9 XXXXXXXX (円迄)			
N48 法人税割額	01	N49	N50
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		
納期限	X-7pt		22
N52			
領収日付印			

上記のとおり納付しました。(納付者様ご用)
 この納付書は、3枚1組の複写式になっておりますので、切り離すには慎重にしてください。

〒421-3009 静岡県 浜松市	法人市民税納付書																																																																																																					
00890-7-960352	浜松市																																																																																																					
所在地及び法人名																																																																																																						
様																																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>法人税割額</td> <td>01</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>02</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>04</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>05</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			法人税割額	01																			均等割額	02																			延滞金	03																			督促手数料	04																			合計額	05																		
法人税割額	01																																																																																																					
均等割額	02																																																																																																					
延滞金	03																																																																																																					
督促手数料	04																																																																																																					
合計額	05																																																																																																					
納期限																																																																																																						
日計																																																																																																						
領収日付印																																																																																																						

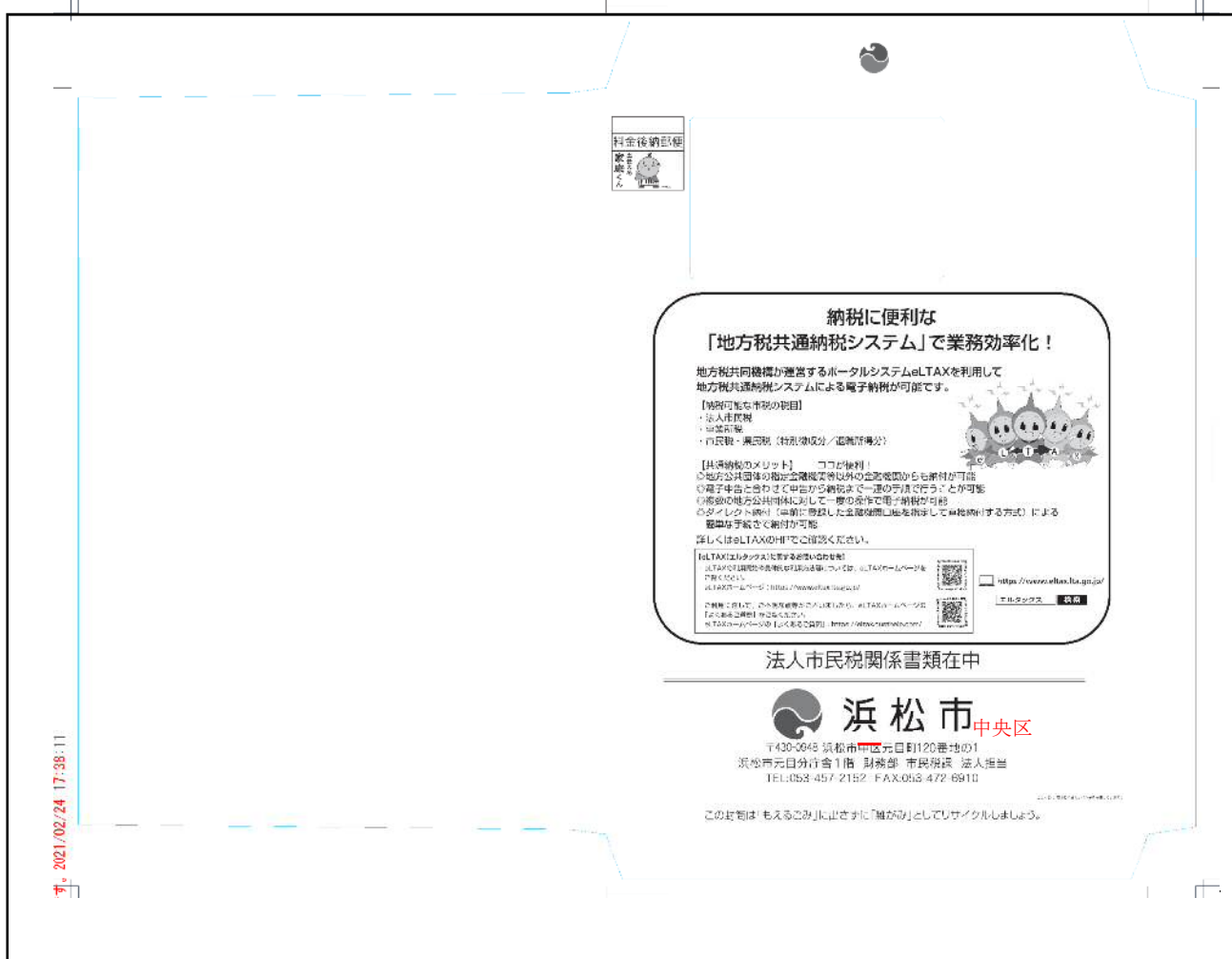
上記のとおり納付します。(全額納付)

④法人市民税納付書 データ印字出力項目

ファイル名：a.TD ファイル仕様書 中間・確定申告書（納付書一体形式）

図示	項番	項目名
39	A39	RTXT 納付郵便番号
40	A40	RTXT 納付所在地 1
41	A41	RTXT 納付所在地 2
42	A42	RTXT 納付名称 1
43	A43	RTXT 納付名称 2
44	A44	RTXT 納付年度
45	A45	RTXT 納付処理事項
46	A46	RTXT 納付宛名番号
48	A48	RTXT 納付事業年度自
49	A49	RTXT 納付事業年度至
50	A50	RTXT 納付申告選択
51	A51	RTXT 納付その他申告区分
52	A52	RTXT 納付納期限

⑤法人市民税申告書発送用封筒



⑤法人市民税申告書発送用封筒

	<p>①4.0cm ②22.8cm ③3.5cm ④8.5cm ⑤10.5cm ⑥6.7cm</p>	
--	--	--

サイズ：226mm×309mm+28mm

その他：紙窓（窓サイズ 125mm×45mm）

のり付（ベロ部分 アドヘア）（カマス貼等 問わない）

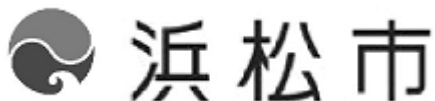
* 封筒は古紙配合率 100%再生紙（封筒に明示）

* 印刷インキは、大豆油インキ使用

紙質は 60K 以上 70K 以下の再生紙

市章はアミ 60%とアミ 80%でロゴタイプをアミ 100%とする。

（市章とロゴのバランス等及びロゴタイプは浜松市VIマニュアルによる）



郵便の表示規制以外の字体は、浜松市VIマニュアルの新ゴ・L（ライト）とする。

左上部に料金後納表示をする。枠は 30mm×30mm とし、郵便局名は入れない。

上から 14mm、16mm のところに横線を入れて 3 分割し、上段は空欄、中段に「料金後納郵便」と明示、下段には家康くんの図、家康くん名称ロゴ、著作権表示をする。（「出世大名家康くん」デザインマニュアルおよび使用要綱による。）

“この封筒は「もえるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。”の一文を左下に入れる。

その他に追加する文字等がある場合は指示する。



⑥法人市民税確定・予定申告書記載例（表面）

確定(中間)申告書記入例

網掛けの欄を記入してください。

確定申告一50
 修正申告一31
 中間申告一29

(印) 高松市長	0234567891	0987654321098			
中央区					
株式会社 高松第一商事					
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
高松太郎	高松太郎	高松太郎	高松太郎	高松太郎	高松太郎
高松花子	高松花子	高松花子	高松花子	高松花子	高松花子

税率を記入してください。

- 令和元年9月30日までの間に開始する事業年度 **9.7%**
- 令和元年10月1日から開始する事業年度 **6.0%**

7を受ける場合は、下記の書類を添付してください。

- 市町村が発行した課税証
- 明細書

9を受ける場合は、下記の書類を添付してください。

- 外国の法人税等の額の控除額に関する明細書

10、11は中間(予定)申告で納めた税額が記載されています。

12は左下「指定都市に申告する場合の12の計算」欄の均等割額の合計額を記入してください。

本店が市内にあり、支店が市外にある場合は「課税標準の分割に関する明細書」を必ず添付してください。

課税標準の分割基準に使用する市内従業員数等は、市内全体の従業員数の合計です。

※法人税額が算出されない場合でも、⑩、⑪、⑫欄は必ず記入してください。

還付額が発生する場合は、還付口座と還付請求税額を記入してください。

13、14は必ず記入してください。

15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100

納付書記入例

高松市中区元町120番地の1	株式会社 高松第一商事				
01	202207001	001	001	001	001
法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人税割額
均等割額	均等割額	均等割額	均等割額	均等割額	均等割額
合計	合計	合計	合計	合計	合計

管理番号を必ず記入してください。

事業年度の記入と該当する申告区分に「0」を記入して下さい。

見込み納付の場合は申告区分「その他」に「0」を記入し、「見込」を記入してください。

法人税割額(⑩の金額)、均等割額(⑫の金額)と合計額(⑬の金額)を記入してください。

先頭に「W」を付けてください。

合併して清算した法人の場合は、清算した法人の名称、管理番号、事業年度を記入してください。

21

⑦法人市民税課税標準の分割に関する明細書 (表面)

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は 連結事業年度	:	:
				:	:
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		() 円			
試験研究費の額に係る法人税額の 特別控除額 ②					
還付法人税額等の控除額 ③					
退職年金等積立金に係る法人税額 ④					
差 引 計 ① + ② - ③ + ④ ⑤					
事 務 所 又 は 事 業 所			分割基準及び分割課税標準額		
名 称	所 在 地	従業者数	分 割 課 税 標 準 額		
		人		円	
合 計					

第二十二号の様式

⑦ 法人市民税課税標準の分割に関する明細書（裏面）

第22号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事務所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額④」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税相当額③」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 4 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額④」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額③」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 5 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てること。
- 6 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑤」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

⑧削除

⑨削除

⑩削除

⑪収益事業関係書類の提出について

法人市民税確定申告時の収益事業関係書類の提出について

日頃は、市税業務につきまして、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、社会福祉法人、更生保護法人や学校法人等については、地方税法施行令第七条の四ただし書において、その所得の金額の90%以上を本来の事業に充てている場合、収益事業には含まれないものとされています。

つきましては、法人市民税の課税を判断するため、法人市民税確定申告書に下記書類を添付し、提出していただきますようお願いいたします。

1 必要となる添付書類

- (1) 法人税確定申告書（税務署へ提出分）のコピー
 - (ア) 別表一（二）・・・「確定申告書（公益法人等及び協同組合等の分）」
 - (イ) 別表四　　・・・「所得の金額の計算に関する明細書」
※税務署への提出義務がない場合もあります。
 - (ウ) 別表十四（二）・・・「寄附金の損金算入に関する明細書」
※税務署への提出義務がない場合もあります。
- (2) 収益事業決算書
収支決算書等、貸借対照表や計算書類に対する注記など
- (3) 社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定票

2 その他

社会福祉法人、更生保護法人や学校法人等につきましては、事業年度ごとに法人市民税の課税を判断させていただいています。

<お問い合わせ>
 担当：浜松市財務部
 市民税課 法人担当
 電話：053-457-2152

⑫収益事業判定票 (表面)

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定票				
		法 人 名		
		事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで	
収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額		①	
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		②
		収入とされた金額で益金不 算入とされたもの	受取配当金等で益金とされなかった金額	③
			還付法人税額	④
				⑤
				⑥
				⑦
		加算欄計 (②+③+④+⑤+⑥+⑦)		⑧
	減算欄	支出したもの の金額で益金不 算入とされた	寄附金の損金算入限度超過額	⑨
			法人税明細書別表四において損金不算入とした法人税額	⑩
			法人税明細書別表四において損金不算入とした附帯税額	⑪
				⑫
				⑬
				⑭
	減算欄計 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)		⑮	
収益事業から生じた所得金額 (①+⑧-⑮)		⑯		
課 非 の 判 定	⑯×90/100		⑰	
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		⑱	
	以上である場合・・・非課税 ⑱の金額が⑰の金額 未満である場合・・・課税			
添付書類	1. 決算書 2. 法人税申告書別表一(二) 3. 法人税明細書別表四 4. 法人税明細書別表十四(二)			

⑫ 収益事業判定票 (裏面)

(記載の手引)

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人又は更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。)が地方税法施行令第七条の四ただし書の規定により法人市民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 「①」欄の金額が零以下となる場合は、「②」から「⑩」までの欄の記載は不要です。
この判定票の「課税の判定」欄の「非課税」を○でかこんでください。
- 2 「②」欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額(法人税明細書別表十四(二)の26欄<同上以外のみなし寄附金額>の金額)を記載してください。
- 3 「③」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四の14欄<受取配当等の益金不算入額>の金額)を記載してください。
- 4 「④」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額(法人税明細書別表四の18欄<法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額>及び19欄<所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等>の金額)を記載してください。
- 5 「⑤」から「⑦」までの欄には「③、④」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください。(法人税明細書別表四で減算した金額)
なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち損金に算入するものは含めません。
- 6 「⑨」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金(法人税明細書別表四の26欄<寄附金の損金不算入額>の金額)を記載してください。
- 7 「⑩」欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください。
(法人税明細書別表四の2欄<損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く)>及び4欄<損金経理をした納税充当金>の金額)
- 8 「⑪」欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税(利子税を除く)及び延滞税(法人税明細書別表四の5欄<損金経理をした附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延納分を除く)及び過怠税>の金額)を記載してください。
- 9 「⑫」から「⑭」までの欄には、「⑨、⑩、⑪」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください。(法人税明細書別表四で加算した金額)
ただし、損金経理した納税充当金のうち道府県民税および市町村民税に充てる金額、減価償却の償却超過額、各種引当金、準備金等の金額は含めません。
なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 「⑰」欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨ててください。
- 11 「⑱」欄には、「②」欄の金額を記載してください。
- 12 「添付書類」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合に書類の名称を必ず記載してください。決算書、法人税申告書別表(二)及び法人税明細書別表四、別表十四(二)は必ず添付してください。

別表一

⑬ 大法人の電子申告義務化について

大法人のみなさまへ

エレクトックス

eLTAX による電子申告が
義務化されます！！

■ 大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■ 対象となる法人

次の内国法人が対象となります。

- ① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■ 対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■ 適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に
開始する事業年度から適用

■ 対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとさ
れている書類のすべて

■ 電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■ 災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）
なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国统一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

⑬大法人の電子申告義務化について**グループ通算制度の開始について（連結納税制度からの移行）**

令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされました。

1、グループ通算制度とは

完全支配関係にある企業グループ内の各法人の納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算制度の調整を行う制度です。

2、適用法人

国税庁長官の承認を受けた「内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人」です。

また、令和4年3月31日において連結納税制度の適用を受けている法人は、その制度に代えて通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。

3、適用開始時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

グループ通算制度の詳細については国税庁のホームページ内にある「グループ通算制度の概要」または「Q&A」を参照してください。

【該当ページ】

国税庁HP/ホーム/税の情報・手続・用紙/税について調べる/税目別情報/法人税/グループ通算制度

【法人市民税に関するお問い合わせ】

浜松市役所 財務部 市民税課 法人担当
〒430-0948

浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎1階
中央区

TEL: 053-457-2152

⑭第二十号様式別表一 表面（提出用）

第二十号様式別表一提出用

通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

法人名	法人番号					
	事業年度	令和	年	月	日から	日まで

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における通算承認の有無	①	有（通算法人）・無（通算法人以外の法人）
通算親法人・子法人の区分	②	通算法人・通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等（一般社団法人等以外）・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通算対象欠損金額	率 23.2又は19 100	加算対象通算対象欠損調整額
④ 円 十位 百位 千位 万位		⑤ 円 十位 百位 千位 万位
被配賦欠損金控除額		加算対象被配賦欠損調整額
⑥ 円 十位 百位 千位 万位		⑦ 円 十位 百位 千位 万位

3. 課税標準となる法人税額の計算

（使途制限全税額等）	⑧	円 十位 百位 千位 万位
法人税法の規定によって計算した法人税額		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨	
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑤+⑦	
控除対象通算通用欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別損属調整額及び控除対象個別損属税額の控除額	⑩	
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別損属還付額の控除額	⑪	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑫	
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬	⑬	

通算親法人の本店所在地及び電話番号 （ふりがな）	〒 ()
通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)

⑭ 第二十号様式別表一 裏面 記載要領

第20号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、普通法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する普通法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び普通法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする普通法人であった法人に限る。）が記載し、第29号様式の申告書に添付すること。
- 2 捺印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
- 5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限り。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額を記載すること。
- 8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限り。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に別途控除金の支計の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記